

『 佐 倉 教 育 ビ ジ ョ ン 』

～新しい佐倉の人づくり、地域づくりをめざして～

平成15年 4月

佐倉市教育委員会

はじめに

今日ほど教育について様々な考えが出され、新聞紙上を賑わしていることはなかったように思います。それは、多くの人が将来の日本をささえるのは、人づくりにあることを認め、教育への関心や期待が大きいことを物語っています。各自治体では、それぞれ地域の特性を活かしながら独自の施策を掲げようとしています。佐倉市においても、将来を見据えた“佐倉ならではの教育”の構想が市民の方々に示されるべきと考えました。

さいわい佐倉には、古くからの営みの息づかいが今も残されています。また、人をはぐくみ育てる豊かな自然も存在しています。このようなすぐれた素材を佐倉の人づくりに活かさなければと、昨年5月からプロジェクトチームにより検討を進めてまいりました。

まず、望ましい市民像をとらえ、人づくりの目標をはっきりさせました。そして理念と基本方針によって、中・長期を見据えた総合的な構想を描くことができたのです。

このことにより、施策の体系が明確になるとともに、今までより成果が評価しやすくなり、今後一層の教育効果が上がるものと考えます。また、策定にあたった職員にとっても、幅の広い見方や考え方を身につけたことと思っています。そして、市民の方々にとって、何よりも佐倉の教育がわかりやすく身近なものになってくれることを期待しています。

いよいよ、平成15年度から、この『佐倉教育ビジョン』により、佐倉だからこそできる教育を各施策として展開してまいります。そして、“人をはぐくみ育てるまち、教育のまち佐倉”をめざしてまいります。

おわりに、ご意見やご提案をいただきました、市民の方々はじめ市校長会など関係団体の皆様方に厚く御礼申し上げますとともに、このビジョンが市民の皆さんとともに着実に推進できるよう、よろしくご支援をお願いいたします。

平成15年4月1日

佐倉市教育委員会
教育長 高宮良一

目 次

1 . 佐倉の教育の現状	・ ・ ・ ・ ・ P 1
2 . これからの佐倉の教育	・ ・ ・ ・ ・ P 2
3 . 策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ P 3
4 . 位置づけ、性格	・ ・ ・ ・ ・ P 4
5 . 目標年度	・ ・ ・ ・ ・ P 4
6 . 基本理念	・ ・ ・ ・ ・ P 5
7 . 基本方針	・ ・ ・ ・ ・ P 7
(1) 市民参加の体制整備を進め、地域の教育力の向上をめざす	
(2) 豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育をめざす	
(3) 郷土に愛着を持ち、進取の精神による新たな創造をめざす	
(4) コミュニティの育成と健康づくりを進め、心と体の健康をめざす	
8 . 施策	・ ・ ・ ・ ・ P 1 0
第 1 章 あなたが主役、魅力ある佐倉づくり	
第 2 章 みんなの力を、地域の教育力へ	
第 3 章 子どもたちが生き生き育つ学校教育	
第 4 章 佐倉の恵み再発見、学び舎佐倉	
第 5 章 とともにひろげよう、ふれあい・健康づくりの輪	
9 . 重点プロジェクト	・ ・ ・ ・ ・ P 2 5
(1) 市民参加の促進と地域の指導者の育成	
(2) 「生きる力」を育む学校教育の充実	
(3) 子どもたちを中心とした地域教育活動の推進	
(4) 「佐倉学」の実践、普及	
1 0 . ビジョンの推進に向けて	・ ・ ・ ・ ・ P 3 0
資料編 用語解説	・ ・ ・ ・ ・ P 3 1
佐倉教育ビジョン策定経過	・ ・ ・ ・ ・ P 3 4
策定組織	・ ・ ・ ・ ・ P 3 6

1. 佐倉の教育の現状

これまでの本市の教育の現状といたしまして、学校教育においては、「学校教育改善プラン」を策定し、心豊かな人間性や「生きる力」を育むことを目指すとともに、学習指導要領の改訂に合わせ「確かな学力の向上のために～教育長アピール～」を打ち出し、各学校において実践的な取り組みを進めています。また、学校評議員制の導入や教育ミニ集会の開催などにより、地域に開かれた学校づくりにも取り組んでいます。さらに、今年度から教育センターを設置し、教育課題等の調査・研究、指導方法の開発、教育相談や教職員の研修活動の充実などに努めていきます。

生涯学習においては、「生涯学習推進計画」に基づき、着実に市民の学習ニーズに対応した学習環境の整備や学習機会の提供を図ってきました。最近では、市民のパソコン利用を推進するためのIT講習会の開催、図書館や公民館など社会教育施設の開館時間の拡大などにも取り組んできました。また、平成4年度から中央公民館においてスタートした市民カレッジは、住みよい佐倉のまちづくりを考えてきたところですが、今後はさらに様々な分野で活躍するボランティア活動グループなどが育成できるよう支援体制の整備に努めることで、各種団体活動のさらなる充実を期待しています。

市民文化の振興においては、市民音楽ホール、市立美術館を中心とした市民の芸術文化活動の振興に加え、旧堀田邸や旧佐倉順天堂記念館、武家屋敷などの歴史・文化的遺産を活用し、佐倉の魅力を再発見できるような施策を展開しています。また、「市民文化資産の保全及び活用に関する条例」を制定し、これまで各地域に継承されてきた歴史・自然・文化に関する資産を市民が主体的に保全・活用していく取り組みを開始します。

スポーツ振興においては、「スポーツ振興基本計画」を策定し、日常的にスポーツに楽しめるよう、スポーツリーダーバンクの設置・活用や総合型地域スポーツクラブの育成支援などに取り組んでいます。また、ニュースポーツやジョギングといった気軽に取り組みやすいスポーツの普及を進め、市民の健康増進に努めています。

このように本市では、これまで年度ごとに教育目標を掲げ、各種の計画に基づき教育施策を展開してきました。

今後予想される社会情勢、国の教育改革の見通し、国・県の計画などを踏まえ、本市の将来的な教育課題等を抽出しますと、市民参加の推進、地域の教育力再生、優れた人材の育成など、いずれも短期的に解決できる課題はなく、長期的な視点に立ち、各種施策をより総合的かつ効果的に進めていく必要があります。

2. これからの佐倉の教育

～人づくり、地域づくり、ふれあい・健康づくりをめざした教育～

新しい時代を切り拓いていく原動力となるのは、教育の力です。

国においては、学校教育における従来までの画一的な教育や詰め込み教育の見直しから、個性に応じた能力を伸ばす教育への方向転換や、子どもたちに豊かな心と健やかな体を持ち合わせた「生きる力」を育む施策を展開しています。また、家庭や地域の教育力向上、生涯学習社会の早期実現なども大きな目標として掲げています。

地方においては、少人数学級による授業の展開や学校二学期制の試行、地域づくりの拠点としての学校の活用など新たな教育施策が展開されています。

一方、これまで、子どもたちの教育に関して、学校任せになっていた面も否めない事実であります。いじめ・不登校、さらには青少年による集団暴行事件などの発生過程の分析によると、子どもたちの家庭環境、心の未熟さなどがあげられ、改めて家庭の教育力、地域の教育力の再生のために大人の意識改革が求められているところです。

本市においては、歴史・自然・文化など恵まれた教育的資源が数多く存在しています。こうした“佐倉ならではの”を十分に活かし、市民参加の推進による新しい佐倉の教育を築き、展開することによって、市民が佐倉に住む満足感・充実感を享受できるよう努める必要があります。そのためには、市民参加・参画を今まで以上により広げるとともに、地域の指導者や各種教育活動団体の育

成など“人づくり”を重視し、魅力あふれる佐倉の“地域づくり”を進めていかなければなりません。

また、市民がともに明るく健康的な日々を過ごすことが、これからの佐倉の教育からも求められています。例えば、スポーツ・文化などの分野から著名人が輩出されることは、郷土にとって大きな榮譽であるだけでなく、私たちに感動や活力をもたらすとともに、大きな夢と希望を与えてくれます。私たち市民の中から、こうした日本国内さらには国際社会において活躍できる人材が育成されることも大きく期待されるところです。また、人と人とのふれあいや助け合いにより、人間らしい温かみの中で、安心して暮らせる生活も望まれるところです。このように、“ふれあい・健康づくり”を意識した教育の展開も求められていると言えます。

そこで、人づくり、地域づくり、ふれあい・健康づくりをめざした教育を、中・長期的な視点に立って市民とともに展開するため、特に人づくりと地域づくりを大きなテーマとした『佐倉教育ビジョン』（以下「ビジョン」という。）を策定することといたしました。

3. 策定の趣旨

これからの日本は、未だかつて経験したことがない超高齢社会や今後も継続するであろう少子社会を迎えます。そのような時代が到来しても、子どもたちから高齢者まですべての市民がともに協力し合い、地域の中で健康で明るく生活できたら素晴らしいことだと考えます。また同時に、地域に暮らすすべての人が、これからの将来を担う子どもたちは「社会の宝」であることを再認識し、家庭を含めた地域社会全体で子育てや教育活動とともに支え、担っていくことが求められています。

そのためには、教育委員会として、望ましい佐倉市民の姿を、佐倉の風土や、時代の要請、人としての生き方などから明確にとらえ、この市民像を実現するため、佐倉独自の目指すべき教育の方向性を明らかにしなければなりません。また、地域には地域の特性や実状に応じた教育が求められており、市民の教育

に責任を持たなければなりません。一方、市民にも自ら積極的に教育に携わり、家庭や地域における教育力の向上に努めるとともに、魅力ある地域づくりを担っていく責務があるものと考えます。

新しい時代に向け、市民がともに手を取り、たくましく生きていく知恵と力を出し合い、いつでも夢と希望を持ち合わせた、新しい魅力ある佐倉を築き上げることを願っています。

そこで、中・長期的な視点に立った教育の指針となる基本理念を定め、この理念達成に向けての基本的な方針を示し、各教育施策を総合的かつ効果的に推進するため、本ビジョンを策定するものです。

4．位置づけ、性格

本ビジョンは、10～15年後を想定した佐倉の教育における中・長期の指針となる教育理念を明確に打ち出すものであり、市の第3次総合計画に示されたまちづくり方針を推進するとともに、これからの佐倉の教育の目指すべき方向性を示すものです。

5．目標年度

目標年度は市の第3次総合計画と同じく平成22年度とします。

6. 基本理念

これからの佐倉の中・長期の教育を展望するうえで、めざすべき佐倉市民像を描き、本ビジョンでは次の基本理念を定めました。

基本理念

- ・豊かな心と創造力を培い、自ら行動し、
喜びと希望を分かち合う“佐倉の教育”の実現

この基本理念のめざすべき佐倉市民像として、次の3つを掲げました。

(1) 佐倉に誇りと愛着を持つ人

身近な郷土をよく知り、地域に対する誇りと愛着を抱くことにより、地域社会に積極的に参加・貢献ができる人、すなわち「佐倉に誇りと愛着を持つ人」を期待しています。自ら地域社会との積極的なかかわりをおし、地域社会のみならず、日本国内や国際社会においてグローバルに活躍してほしいものです。

(2) 自ら考え、進んで行動する人

佐倉の伝統ともいうべき「好学進取」の気風のもと、何ごとにも前向きに考え、自分の意見をはっきりと示し、人との協調性を保ちながら、迅速に行動できる人、すなわち「自ら考え、進んで行動する人」を期待しています。自らが学んだことを積極的に生かすことによる喜びを、次の活動につなげてほしいものです。

(3) 豊かな心と創造力に富む人

お互いの個性を尊重し、誰とでも隔たりなく接し、どんな時にも柔軟かつ的確に対応できる適応力を持ち合わせた人、すなわち「豊かな心と創造力に富む人」を期待しています。新しい時代を迎え、たくましく生きていくことができる知恵や力を身につけてほしいものです。

そして、佐倉で生活するすべての市民が、常に自らを高めながら、地域に暮らす人々とのふれあい、助け合いを大切にし、これからの魅力ある佐倉づくりを担ってほしいという願いを込めたものです。

このような佐倉市民が育つことにより、誰もが魅力あるまちとして誇れる“佐倉”が築き上げられるものと確信しています。そのための一步一步を、これから教育委員会が皆さんとともに取り組んでいこうと考えています。

7. 基本方針

これからの佐倉の教育において、皆さんの参加・参画は欠かすことができません。皆さんが個々の力を発揮することで、魅力ある地域づくりや優れた人材の育成を図っていくことが可能になります。そのためには、皆さんが培った様々な教育力や地域のコミュニティ活動を大切にしながら、佐倉独自の特色ある教育を築き上げるとともに、将来を担う子どもたちとともに健康的に育てていくことだと考えます。

そこで、基本理念の達成に向け、次の4つの基本方針を定めました。

(1) 市民参加の体制整備を進め、地域の教育力の向上をめざす

明日の地域社会を担う子どもたちを取り巻く社会情勢や生活環境は大きく変わってきています。そこで、子どもたちが成長していくうえで多大な影響を受ける家庭や地域社会における教育力の向上が大きな課題です。そのため、地域をとおして子どもたちが体験する奉仕・体験活動、スポーツ活動などはきわめて重要であり、大人が中心となっている地域社会にも子どもたちの意見や提案などを取り入れる必要があるものと考えます。こうした認識のもと、すべての市民がこれからの佐倉の教育に関し、積極的に参加・参画していただく必要があります。そのためには、行政として各種教育情報の収集と提供に努め、皆さんが教育に携わりやすい環境を整備するとともに、協働事業の推進を図っていきます。

さらに、地域における教育活動の中核となる学校の有効的な活用、地区の生涯学習を担っている公民館事業の一層の充実などにより、地域の教育拠点を形成し、家庭や地域の教育力の向上を目指します。

(2) 豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育をめざす

子どもたちが豊かな心と創造力を培い、「生きる力」を育む学校教育の具現化に向け、「わかる授業」「楽しい授業」の実践に取り組み、児童生徒の確かな学力の向上と新たな学習意欲の向上に努めることが肝要です。また、地域教材の利用による地域学習の推進や地域人材の積極的な活用などをおし、地域との連携を深め、子どもたちと地域をつなぐ役割を担う必要があります。

さらに、児童生徒の発達段階に応じた心の成長を重視するため、子どもたちがお互いの個性を尊重し合ったり、将来の社会生活や進路について自ら考えたり、あるいは多様な分野に興味・関心が抱けるような教育としての取り組みを行ったりすることが必要です。このような取り組みにより、豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育を目指します。

(3) 郷土に愛着を持ち、進取の精神による新たな創造をめざす

身近な地域や郷土について理解を深めることは、佐倉に対する誇りや愛着を一層高め、身近な地域社会への参加や貢献など社会参加への意欲や新たな学ぶ意欲を育みます。また、地域活動への参加などにより得られる地域と一体となった充実感や達成感などを大切にし、自己実現や自己表現のできる場を生み出すことも必要です。さらには、スポーツ・芸術・科学をはじめ、佐倉の歴史・自然・文化などに関する学習機会の提供や学習支援体制を強化することにより、学習意欲の持続やより専門的な分野への能力開発など、多様な人材を育てることにもつながります。こうして多種多様な学習意欲を育むことは、優れた人材育成の基礎となり、様々な分野で日本国内ひいては国際社会においてグローバルに活躍できる人材が輩出されることにもつながってきます。したがって、郷土佐倉への愛着を持ち、「好学進取」の精神による新たな創造を目指します。

(4) コミュニティの育成と健康づくりを進め、心と体の健康をめざす

心身の健康は、私たちが日常生活を送るうえで最も基本となるものです。一人ひとりの健康づくりには、個人の主体的な取り組みに依存するだけでなく、地域社会全体としての取り組みが期待されており、地域ぐるみによる健康づくりのための環境を整えることが求められています。

また、身近な地域での生活が生み出すコミュニティ機能には、お互いのふれあいや助け合いをとおして、安心した日常生活を過ごすことに大きな意義がありますが、地域に暮らす人たちの心身の健康の維持・増進を担っている面もあります。

したがって、私たち自らが愛着のある住みよい地域社会を構築し、ふれあいによる心と体の健康を目指します。

上記4つを基本方針として掲げ、今後の取り組み方針といたします。

8. 施策

基本方針を推進していくための視点として、次の9項目を掲げ、目指すべき施策の方向性として、以下のとおり5本の施策テーマを設定しました。今後この施策テーマをそれぞれ推進するため、具体的な施策として展開していきます。

< 基本方針推進の視点 >

- (1) 市民参加の体制整備
- (2) 地域の教育力の向上
- (3) 明日を担う子どもたちの育成
- (4) 明るく健康的な毎日
- (5) 郷土愛の醸成
- (6) 自らの資質の向上
- (7) チャレンジャー精神
- (8) 地域社会への貢献
- (9) ふれあいによる“ひとの輪”の形成

< 施策テーマ >

あなたが主役、魅力ある佐倉づくり
みんなの力を、地域の教育力へ
子どもたちが生き生き育つ学校教育
佐倉の恵み再発見、学び舎佐倉
ともにひろげよう、ふれあい・健康づくりの輪

ビジョンの体系

基本理念

豊かな心と創造力を培い、自ら行動し、喜びと希望を分かち合う“佐倉の教育”の実現

めざすべき佐倉市民像

- (1) 佐倉に誇りと愛着を持つ人
- (2) 自ら考え、進んで行動する人
- (3) 豊かな心と創造力に富む人

基本方針

- (1) 市民参加の体制整備を進め、地域の教育力の向上をめざす
- (2) 豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育をめざす
- (3) 郷土に愛着を持ち、進取の精神による新たな創造をめざす
- (4) コミュニティの育成と健康づくりを進め、心と体の健康をめざす

基本方針推進の視点

- (1) 市民参加の体制整備
- (2) 地域の教育力の向上
- (3) 明日を担う子どもたちの育成
- (4) 明るく健康的な毎日
- (5) 郷土愛の醸成
- (6) 自らの資質の向上
- (7) チャレンジャー精神
- (8) 地域社会への貢献
- (9) ふれあいによる“ひとの輪”の形成

施策

あなたが主役、
魅力ある佐倉づくり

【目指すべき施策】

教育に関する
市民参加の促進
指導者や各種
教育活動団体
の育成、支援
教育における
情報ネットワーク
の高度化
市民との協働
事業の推進

施策

みんなの力を、
地域の教育力へ

【目指すべき施策】

教育に関する
市民参加の促進
地域に開かれた
学校づくり
公民館等の社会教育
機能の拡充
指導者や各種
教育活動団体
の育成、支援
地域との連携によ
るふれあい・健康
づくり
家庭教育の充実
関係機関、関係
部局との連携強化

施策

子どもたちが生き
生き育つ学校教育

【目指すべき施策】

確かな学力の
向上
心の教育の充実
学習意欲の向上
地域に開かれた
学校づくり
教職員研修
の充実

施策

佐倉の恵み再発見、
学び舎佐倉

【目指すべき施策】

“佐倉ならではの”
の情報発達の強化
新しい“佐倉なら
では”の創出と活用
新たな学ぶ意欲
の喚起
多才な人材の
育成

施策

ともにひろげよう、
ふれあい・健康づく
りの輪

【目指すべき施策】

スポーツの日常
化の推進
多様化・高度化
するスポーツ
ニーズへの対応
食の観点からの
健康教育の推進
地域との連携に
よるふれあい・
健康づくり
人権教育、平和
教育の推進と
男女共同参画
社会への対応

は重点プロジェクトとして位置づけられた施策

第1章 あなたが主役、魅力ある佐倉づくり

【将来的な課題】

経済・社会の成熟化に伴い、人々には気持ちのゆとりが生まれ、自発的に様々な活動意欲が高まっています。そのような中、多くの市民は個人的な学習意欲と相まって、地域への貢献、まちづくりへの参画、行政との協働を望んでいます。

また、市民には「自らが住むまち“佐倉”を自らが魅力あるまちにしていく」との自覚も生まれています。

本市はこれまで、公民館・図書館等の整備促進による学習機会の提供や指導体制の充実など身近に学べる学習環境づくりを進めてきました。今後は、ますます多様化する市民の学習ニーズに、的確かつ迅速に対応できるよう努める必要があります。

学習意欲のある市民一人ひとりの力により佐倉の教育が支えられ、魅力ある佐倉が築き上げられることから、市民や各種ボランティア団体等が、学習や教育活動に関し、積極的に参加・活動できる環境づくりと支援体制の充実が求められています。

【今後の方向性】

市民の自発的な学習や教育活動を支援するため、行政が有する様々な情報の提供、市民からの情報収集とその提供に努め、市民が主体的に佐倉の教育に参加・参画できる機会の提供、さらには協働事業活動の推進に努めます。

また、佐倉の恵まれた歴史・自然・文化などを活かした新たな教育を確立し、市民一人ひとりが自ら意欲的に佐倉の教育に参加することにより、佐倉に愛着を持ち、誇れるまちの具現化が可能になりますので、地域における指導者や各種教育活動団体の育成、支援を図ります。

さらに、私たち一人ひとりの日常生活における様々な活動が明日の佐倉を支える子どもたちの教育を担っているという意識のもと、すべての市民がともに

心豊かに成長を育み続ける、魅力あるまち“佐倉”を目指します。

【目指すべき施策】

教育に関する市民参加の促進

・教育に関する様々な情報提供を推進し、各種教育活動や学習講座などへの参加の機会を拡大するとともに、市民の主体的な教育活動やボランティア活動などにつながる体制づくりを目指します。

指導者や各種教育活動団体の育成、支援

・地域の指導者や各種教育活動団体などの自発的な教育活動に対し、積極的に育成、支援を図ります。

教育における情報ネットワークの高度化

・必要な時に必要な情報が得られるよう生涯学習情報提供システムの導入など、教育における情報ネットワークの充実や高度化を図ります。

市民との協働事業の推進

・教育における市民参加・参画の機会や場の提供を促進し、市民との協働事業の一層の推進を図ります。

第2章 みんなの力を、地域の教育力へ

【将来的な課題】

子どもたちにとって“地域”とは、異なった世代の人たちとの出会いや交流をとおして、自分自身も地域社会の一員であることを自覚し、社会性の幅を広げる大切な場と言えます。

地域の教育力を高めるためには、まず市民一人ひとりが身近な地域社会に目を向け、地域に暮らすすべての人が地域に誇りと愛着を持ち、ともに手を取り地域の教育活動に参加し、貢献できる環境を醸成していく必要があります。さらに、地域を構成する原点である家庭は、すべての教育の出発点であることから、家庭教育の重要性を再認識し、より一層の支援が求められています。

このため、学校・家庭・地域が十分に連携し、より良い教育環境や社会環境を構築できるよう新たな教育施策の展開や、より開かれた学校づくりが必要になっています。

また、多様な職業体験や社会体験などによって得られた教育力を積極的に地域社会に還元できる環境を整備し、地域全体で子育て支援や子どもたちの健全な育成に努めるとともに、世代間の交流をさらに促進する必要があります。

このようなことから、心豊かで創造力に富み、主体的に地域活動に参加・参画のできる佐倉市民の育成を図ることが求められています。

【今後の方向性】

家庭や地域社会の教育活動をより豊かなものにしていくために、市民が参加できる教育プログラムの情報提供に努めるとともに、各種教育活動や地域の人材などの情報を収集し、誰もが活用できるよう効果的な情報提供を進めます。

また、様々な教育活動を行っている各種団体等を積極的に支援、育成するとともに、子どもたちの体験学習や世代間交流の充実に努めます。

さらに、学校を地域のコミュニティ活動の拠点とするため、より開かれた学校を目指して、授業の公開、学ぶための授業の開放や多目的な学校施設の開放

に努めるとともに、学校・家庭・地域が互いのパートナーシップに基づく連携を進め、子どもたちの学びと地域活動が一体となる交流の場としての活用を図ります。こうした地域の主体的な取り組みを円滑にし、子どもたちが安心して自らを高める学びや体験活動が活発化する地域づくりを目指します。

【目指すべき施策】

教育に関する市民参加の促進

- ・各種教育プログラムの情報発信を強化し、家庭や地域における教育活動の支援を図ります。
- ・各種教育活動の拡充や円滑化に向け、様々な人材情報の収集や提供に努めます。

地域に開かれた学校づくり

- ・家庭、地域の教育活動を促進するため、学校行事と地域活動との融合など、より開かれた学校づくりや学校開放の一層の推進に努め、地域づくりの拠点としての学校の活用を図ります。
- ・学校開放への地域需要の高まりを受け、円滑かつ効率的な学校開放を推進するための体制を整備します。

公民館等の社会教育機能の拡充

- ・生涯学習の地域拠点である公民館などにおいて、多様な市民の学習ニーズを把握し、地域還元型の学習講座の開催、指導者の養成などに努め、事業活動を深化させます。

指導者や各種教育活動団体の育成、支援

- ・子ども会や各種サークル活動団体等の育成や組織間交流などを推進し、地域における指導者を育成するとともに、各種教育活動団体による地域活動を支援します。

地域との連携によるふれあい・健康づくり

- ・学校や地域における社会奉仕体験・物づくり体験・自然体験などとおし、各世代が参加・参画、交流できる事業の展開や支援を図ります。

家庭教育の充実

- ・学校や地域社会との連携による家庭教育の振興や支援を図ります。

関係機関、関係部局との連携強化

- ・学校評議員、民生・児童委員、地区住民会議、自治会などの組織と連携を図り、地域全体で子どもたちを支えていく体制づくりを目指します。
- ・地域における教育力を高めるとともに、各種地域教育活動の充実を図るため、関係機関、関係部局との連携を強化します。

第3章 子どもたちが生き生き育つ学校教育

【将来的な課題】

学校教育においては、児童生徒の個性が尊重され、健康で知性と徳性を備えた心豊かな人間性を育む教育、いわゆる「生きる力」を育む教育を目指した実践と、生涯学習の基礎づくりとしての役割を果たすことが求められています。

また、学習内容の削減による学力低下を懸念する声もあり、確かな学力の保証も求められています。

さらに、少子化・核家族化による人間関係の希薄化などから、社会全体のモラルや規範意識の低下がみられ、人間として大切にすべき「心の教育」である道徳教育の充実が強く求められています。

一方、開かれた学校づくりにおいては、今後学校が地域の情報発信の基地として、さらにコミュニティ活動の拠点としての機能を十分果たすことができるよう努める必要があります。

【今後の方向性】

「生きる力」の基礎を育むことは、将来にわたって学習し続ける意欲や態度を身につけることです。

そのために、児童生徒の夢を大切にし、興味・関心・能力等に応じた学習を行い、「理解」「技能」「思考」等の基礎・基本を確実に身につけることにより、「授業がわかる」「授業が楽しい」という達成感のもと、「もっと学びたい」という意欲を養ったり、各教科や総合的な学習の時間等において、自ら課題を見つけ、自ら解決する力を育てていきます。

また、音楽・図工（美術）等の教科や道徳・特別活動等の領域において、情操の涵養や徳性など、いわゆる「心の教育」を大切にし、より充実させていきます。

さらに、学習や生活、友人関係等の悩みを解決するため、教職員研修の充実、カウンセラーの配置など各種教育相談機能の充実に努めます。

開かれた学校づくりにおいては、特色ある学校づくりや地域の中の学校づくりを積極的に支援し、総合的な学習の時間等で、地域の自然や歴史、人物等の教材化や、地域の方々から学ぶこと、地域での体験活動等を増やし、地域学習への取り組みを一層進めます。さらに、学校行事と地域活動との融合や学校評議員制度、教育ミニ集会等を通じて、学校と地域の相互理解を深めていきます。そして、地域の方々から、学校経営や指導方法等あらゆる項目についての「学校評価」を受け、学校運営に反映していきます。

また、教職員に対しては、児童生徒の学力と学習意欲の向上、生徒指導面の教育相談、地域の教材づくりなどを重点においた研修を充実させていきます。

【目指すべき施策】

確かな学力の向上

- ・児童生徒が基礎・基本を確実に習得できるよう、各小中学校において、児童生徒の実態に即した教育課程を実施するとともに、教育センターにおける教育課題等の調査・研究や指導方法の改善への取り組みなどにより、確かな学力の向上を目指します。
- ・児童生徒が自ら課題をみつけ、自ら解決しようとする態度や方法を身につけられるよう、体験的学習を増やしていくための支援を図ります。

心の教育の充実

- ・様々な人たちの体験談、自ら行うボランティア活動などをおし、自分を見つめ直し、実践につながる道徳教育を推進します。
- ・情操を高め、豊かな心を育むため、読書活動や文化・芸術活動の推進を図ります。
- ・スクールカウンセラー、心の教室相談員、学校教育相談員などと学校、家庭が一体となった各種教育相談体制の充実を図ります。

学習意欲の向上

- ・「わかる授業」、「楽しい授業」を実践し、児童生徒の学習意欲の向上を図ります。
- ・児童生徒が興味・関心を持てる教材を開発し、授業等で活用することにより、学習意欲を高めます。

地域に開かれた学校づくり

- ・学校からの情報発信を強化し、地域の教育力と融合した教育活動の展開を図ります。
- ・地域学習の推進や地域人材の積極的な活用を図り、地域との連携を深めます。
- ・学校評議員制度や教育ミニ集会などからの地域の声や学校経営に対する地域からの評価などを反映できる学校運営を目指します。

教職員研修の充実

- ・各学校の特色を生かすための研修、郷土佐倉や地域の個性などについて理解を深めるための研修、あるいは教職員の層別、担当別研修などの充実を図ります。

第4章 佐倉の恵み再発見、学び舎佐倉

【将来的な課題】

佐倉では、幕末から明治期にかけて、近代日本の発展に尽くした多くの人材が輩出されました。これは江戸時代末期に、漢学や武芸の他、当時の新しい学問である洋学を、佐倉藩が奨励したという「好学進取」の精神によるところが大きいと思われます。一例をあげましたが、佐倉には、歴史・自然・文化といった固有の教育資源が数多くあります。

今後さらに進展する少子高齢社会やグローバルな国際化社会などに直面するうえで、新たな道を切り拓いていった佐倉の先人たちの知恵や気風に多くの学ぶ点があります。こうした恵まれた教育資源を活用しながら、“佐倉ならではの”新しい教育を市民の皆さんとともに展開することにより、ふるさと意識の高揚や学ぶ意欲の高まりが期待されるところです。

さらに、市民それぞれが郷土への誇りや愛着をより深め、佐倉が好きになるとともに、地域社会から国際社会まで様々な分野で活躍できる人材が育つことが求められています。

【今後の方向性】

市民が郷土佐倉について、より関心を高められるよう“佐倉ならではの”の情報提供を一層推進します。また、市民とともに佐倉の歴史・自然・文化・スポーツなどの要素を加味した生涯学習活動としての佐倉固有の「佐倉学」を築き上げていきます。さらに、この「佐倉学」を学ぶ機会として、学校の授業や公民館の学習講座などで幅広く取り上げることにより、佐倉に対する誇りや愛着心が一層育まれ、地域づくりへの主体的な参加や学ぶ意欲の向上を目指します。

また、市内に存在する教育文化施設などとの連携や多角的な活用により、市民の文化・芸術・科学分野などへの関心を高めるとともに、異文化交流などをとおして国際的な視野の醸成を図り、多様な人材の育成を図ります。

身近な地域社会とのかかわりを強め、新たな学ぶ意欲を高めることにより、

市民の中から、いずれは日本国内ひいては国際社会における担い手として羽ばたく人材が育成されることを目指します。

【目指すべき施策】

“佐倉ならではの”の情報発信の強化

・歴史・自然・文化・スポーツなどあらゆる要素の“佐倉ならではの”の情報提供を推進し、郷土佐倉への理解を深めるとともに、誇りや愛着を育みます。

新しい“佐倉ならではの”の創出と活用

・あらゆる学ぶ機会をとおして「佐倉学」の普及に努めるとともに、市民による「佐倉学」の研究、普及等の活動に対する支援を図ります。

新たな学ぶ意欲の喚起

・地域の持つ魅力や素晴らしさを理解することにより、郷土愛の醸成や地域への貢献などをおし、新たな学ぶ意欲を喚起します。
・柔軟な発想や先駆的な活動を奨励し、新たな学ぶ意欲を喚起します。

多才な人材の育成

・文化・芸術・科学分野などへの教育支援体制の強化、異文化理解による国際的な視野の醸成など多才な人材の育成を図るとともに、一芸の修得などによる自己表現できる場の確保に努めます。

第5章 とともにひろげよう、ふれあい・健康づくりの輪

【将来的な課題】

心身の健康は、私たちの日常生活において最も基本となるもので、あらゆる行動の源になります。今日では、市民の健康に関する意識の高まりと健康増進のための実践的な取り組みにはめざましいものがあり、各種スポーツや身近な運動、健康的な食生活などに関する市民のニーズは、今後もますます高まっていくことが予想されます。

スポーツには、単に体力の維持・向上にとどまらず、精神的な満足感や充実感などを得る効果もあり、また連帯意識や規範意識の醸成など、集団活動を営むうえで基礎となる協調性や社会性を身につけることにもつながります。さらに、健康的な食生活が加わることにより、はじめて“健康”が成り立つことから、健全な食生活習慣の確立、バランスのとれた食事など、食を中心とした健康教育も必要になっています。

一方、地域のコミュニティ活動によるふれあいも求められています。社会の変革に伴い、物質的な豊かさや生活の利便性の向上がもたらした生活様式の変化による価値観の多様化、少子社会や核家族化の進展に伴う異年齢交流の機会の減少などにより、市民相互の交流や互助の精神が失われつつあるとも言えます。一人ひとりの個性が大切にされ、個人として尊重されるためにも、お互いを認め合い、ともに暮らす人々が互いの信頼と協力のもと、地域ぐるみで支え合い、助け合っていくことがより重要になっています。

このように、これからのふれあい・健康づくりには、個人や家庭での取り組みだけでなく、地域社会全体としての取り組みが必要とされており、そのための環境を整えていくことが求められています。

【今後の方向性】

市民の体力と健康づくりにとってスポーツが効果的であることから、気軽にしかも身近に運動やスポーツに親しめる体制づくりに努めるとともに、いつで

もスポーツに楽しめる場の提供、地域の指導者を含めたスポーツ普及団体の育成や指導者の確保を目指します。

また、市民の多様なスポーツニーズに対応するため、手軽な運動やニュースポーツ、競技スポーツから「見るスポーツ」まで幅広く振興を図ります。

さらに、学校や家庭における健康的な食生活の確立やスポーツ栄養学の推進など、食の観点からの健康教育を推進します。

心の健康については、子どもたちの心のケアとして、学校・家庭・各種相談機関が一体となった協力体制を築き、不登校・いじめなどの解消に努めます。

また、最も身近な地域を自らの手により、ともに安心して暮らせる住みよい場としていくため、地域での日常的なコミュニティ活動をとおして取り組んでいきます。

さらに、これまで取り組んできた人権教育や平和教育については、社会生活の基本として今後も推進していきます。

【目指すべき施策】

スポーツの日常化の推進

- ・やりたい時にはいつでも楽しめるスポーツの場の提供や指導者の確保が図れる生涯スポーツ推進体制の整備、充実を図ります。
- ・誰もが気軽に身近に楽しめる運動や軽スポーツの普及を推進します。

多様化・高度化するスポーツニーズへの対応

- ・各種スポーツ指導者の育成、確保やスポーツ普及団体の育成に努めます。
- ・競技スポーツの技術向上や「見るスポーツ」としてのスポーツ観戦の場の確保、提供に努めます。

食の観点からの健康教育の推進

- ・学校や家庭における健康を意識した食教育の実践やスポーツ栄養学など健康教育の推進を図ります。

地域との連携によるふれあい・健康づくり

・地域ぐるみによるコミュニティ活動をとおして、健康づくりの推進、各種相談機能の充実を図ります。

人権教育、平和教育の推進と男女共同参画社会への対応

・命の尊さ、大切さなどの人権尊重や平和意識、男女平等に関する意識の啓発につながる学習の場や機会を提供します。

9. 重点プロジェクト

目標年度までに重点的に取り組むべきプロジェクトは、次のとおりです。

(1) 市民参加の促進と地域の指導者の育成

教育の場は、学校・家庭・公民館など限られた場所だけではありません。私たちの日常生活すべての場です。これからの教育を考えますと、単に、人に教える、人から教わるといったことだけが教育なのではありません。私たちの何気ない一言や小さな思いやりなどから、お互いが影響を受けたり、与えたりしています。そして人間として成長を続けていると言えます。まさにこれが教育のもたらす原点とも言える効果でもあり、みんなでもとに育つことにつながります。皆さんの力が必要とされています。

したがって、市民一人ひとりが教育に関心を持ち、様々な面から佐倉の教育に携わっていただけるよう、情報提供や参加・参画の場の提供を一層推進していきます。また、こうした活動から地域の教育を担う指導者や各種の教育活動団体が育成され、地域の教育を支えていける施策に取り組んでいきます。

教育に関する市民参加の促進

- ・ 情報提供の推進による市民参加・参画の促進と体制整備
- ・ 各種教育プログラムの情報発信の強化

指導者や各種教育活動団体の育成、支援

- ・ 地域の指導者や各種教育活動団体の教育活動に対する育成、支援

教育における情報ネットワークの高度化

- ・ 生涯学習情報提供システムの導入など、情報ネットワークの充実、高度化

市民との協働事業の推進

- ・ 市民参加・参画の機会、場の提供促進による協働事業の推進

(2)「生きる力」を育む学校教育の充実

児童生徒の個性が尊重され、健康で知性と徳性を備えた心豊かな人間性を育む学校教育を目指し、一人ひとりの「生きる力」を育む教育を実践していきます。

学校では基礎・基本の徹底と学力向上に努めます。また、お互いの個性を認め、自ら学び、考え、実践する力を育成し、学習意欲の向上を図ります。

そのため、「わかる授業」、「楽しい授業」を目指し、習熟度別、課題別等の少人数集団を生かした学習指導の展開、小学校高学年の教科担任制、交換授業、小中交流授業等の指導方法の改善や特色ある教育の推進を図ります。

また、情操の涵養や徳性など、いわゆる「心の教育」の充実を図るため、読書活動や芸術活動の推進、実践的道德力を身につけるための道德の授業展開、地域の多才な人材を活用した授業展開、ボランティア活動の推進などに努めます。

さらに、子どもたちが充実した学校生活を過ごせるよう、心の悩みの解消やあらゆる相談に対応するため、教師のカウンセリングマインドの機能を生かし、一人ひとりの子どもたちの心に沿った指導や相談を実施していきます。

確かな学力の向上

- ・児童生徒の実態に即した教育課程の実施
- ・指導方法改善への積極的な取り組み

心の教育の充実

- ・自分を見つめ、実践につながる道德教育
- ・読書活動や文化・芸術活動の推進
- ・各種教育相談の充実

学習意欲の向上

- ・「わかる授業」、「楽しい授業」の実践

(3) 子どもたちを中心とした地域教育活動の推進

近年、地域社会における連帯感や人間関係の希薄化により、地域の教育力の低下が懸念されています。子どもたちは、物質的な豊かさや便利さなど恵まれた環境で育っている反面、地域の人々との交流や様々な体験活動の不足から、心の豊かさを育む機会が薄れていると指摘されています。子どもたちは、地域の中で多くの人たちと交流し、様々な体験活動をとおして、自ら学び、自ら考え、主体的に行動できる資質や能力を身につけていきます。完全学校週5日制の実施に伴い、地域での活動時間が多くなる子どもたちのために、それぞれの地域がその独自性を発揮し、学校・家庭とも連携を図り、子どもたちの成長を支援していく環境づくりが求められています。

そこで、子どもたちを中心としたスポーツや生活体験・自然体験などとおした地域活動と学校教育を含めた各種教育活動が一体となった取り組みが展開できるような施策を実施していきます。

なお、地域をあげての取り組みは、今日、深刻化しているいじめや非行問題の解決、また、子どもたちの社会性や協調性の修得、道徳心の涵養などにつながるものと考えます。

地域に開かれた学校づくり

- ・ 地域づくりの拠点としての学校の活用
- ・ 円滑かつ効率的な学校開放を推進するための体制整備

公民館等の社会教育機能の拡充

- ・ 公民館等の事業活動の深化

指導者や各種教育活動団体の育成・支援

- ・ 地域における指導者や子ども会、各種サークル活動団体などの育成・支援

地域との連携によるふれあい・健康づくり

- ・ 各世代が参加・参画、交流できる事業の展開や支援
- ・ 地域ぐるみのコミュニティ活動をとおした、健康づくりの推進、各種相談機能の充実

家庭教育の充実

- ・ 学校や地域社会との連携による家庭教育の振興、支援
- スポーツの日常化の推進
- ・ 子どもたちに対するスポーツの場の提供と指導者の確保

(4)「佐倉学」の実践・普及

本市には歴史・自然・文化など恵まれた教育資源が数多くあります。その意味から、本市全域が学び舎であるとも言えます。この佐倉の豊かな恵みを、すべての市民の力で次代に継承できるよう努めなければなりません。

そのためには、こうした恵まれた資源や新たに創り上げられる本市の魅力を最大限に活かした、独自の「佐倉学」を築き上げ、郷土佐倉に関する理解を深めることが必要です。さらに、各学校における授業や公民館などの各種講座等で「佐倉学」を学ぶ機会を幅広く設けることにより、佐倉に関するふるさと意識や愛着心、新たな学ぶ意欲などが培われ、豊かな心や創造力が育まれるものと考えます。そして、本ビジョンの目指す、明日の佐倉を担う人材の育成や、魅力ある地域づくりにつながるものと確信します。今後、この「佐倉学」をあらゆる要素から研究し普及資料を作成して、様々な学ぶ機会をとおり、市民とともに実践・普及を図る施策を展開していきます。

“佐倉ならではの”の情報発信の強化

- ・歴史・自然・文化・スポーツなどあらゆる要素の“佐倉ならではの”の情報提供の推進

新しい“佐倉ならではの”の創出と活用

- ・「佐倉学」の研究と普及
- ・市民による「佐倉学」の研究、普及等の活動に対する支援

新たな学ぶ意欲の喚起

- ・郷土愛の醸成や地域への貢献などによる学ぶ意欲の喚起
- ・柔軟な発想や先駆的な活動の奨励による学ぶ意欲の喚起

10．ビジョンの推進に向けて

本ビジョンの推進にあたっては、市だけでなく、学校・家庭・地域・その他各種教育関係機関等による連携と、皆様のご理解、ご協力が不可欠であることから、次の取り組みを行います。

協働事業による施策の推進

市民一人ひとりが力を合わせ、このビジョンに示された優れた人材の育成、魅力ある佐倉の地域づくりを一步一步進めていけるよう、市民と行政がともに手を取り、パートナーシップのもと各諸施策を推進していきます。

推進計画の策定

今後、本ビジョンに示された方向性のもと、各施策を展開していくための各種計画が立案されることとなりますが、ビジョンの主旨を効果的に達成できるようビジョンの推進体制を築くとともに、推進計画を策定していきます。

施策評価の実施

施策の目指す方向性については、時代の流れに即応できるよう、優先順位や施策の効果などを随時見極め、様々な角度から評価・検証するなど、必要に応じ見直していきます。

関係部局との連携

目指すべき施策には、教育委員会のみならず関係部局との調整が必要となるものも多いため、関係部局との緊密な連携を図り取り組んでいきます。

皆さんの佐倉の教育に関するご理解と身近な地域教育活動への積極的な参加をお願いします。

資料編

用語解説

【あ】

・生きる力（P 1、2、8、17、26）

学習指導要領のねらいの一つで、自ら考え自ら問題を解決していく力や豊かな人間性、それらを支える体力などを併せ持った人間としての総合的な力をいう。

【か】

・カウンセリングマインド（P 26）

心の悩みを持つ人の相談相手になり、ともに考えることで悩みの解消を図ろうとする心構えや問題意識のこと。

・学校教育改善プラン（P 1）

平成14年度から実施された学習指導要領の趣旨をふまえ、学校における教育課題への対応など本市が目指す学校教育を打ち出した計画。

・学校評議員制度（P 1、16、18、19）

地域に開かれた学校づくりの一環として、学校外の有識者や青少年団体の代表などを評議員として委嘱し、学校運営に対して校長が意見を求める制度。

・教育センター（P 1、18）

教育課題等に関する調査、研究及び開発、就学相談や教育相談などの業務を行う教育機関。本市では平成15年4月1日から設置された。

・教育ミニ集会（P 1、18、19）

開かれた学校づくりを推進するため、学校単位で、教育に関する課題について学校と住民とが意見交換する集会。

・好学進取（P 5、8、20）

学問を好み、自ら進んで学ぼうとする意欲や姿勢のこと。

・心の教育（P 17、18、26）

生命を尊重する心、他者への思いやりの心、美しいものや自然に感動する心な

ど、豊かな人間性を育む教育。

・心の教室相談員（P 1 8）

子どもたちの悩みや不安の相談にのれる第三者として、教職経験者や青少年団体指導者などを中学校へ配置する制度。

【さ】

・佐倉学（P 2 0、2 1、2 9）

本市の歴史・自然・文化などを学ぶことにより、郷土佐倉に愛着を感じる心や、佐倉をもっと良くしたいという気持ちなどを育み、郷土や地域のための活動をとおした新しい地域文化の創造と国際社会で活躍する人材の育成につなげようとするもの。

・市民文化資産の保全及び活用に関する条例（P 1）

地域住民に継承されてきた、各地域の歴史・自然・文化に関する資産を、市民文化資産として市民が主体的に保全、活用していくことを定めた条例。

・生涯学習推進計画（P 1）

生涯にわたり自らの必要に応じて、「いつでも」「どこでも」「だれもが」楽しく学習し、その成果を社会の中で活かすことができる環境づくりを進めていくための計画。

・スクールカウンセラー（P 1 8）

子どもたちの臨床心理について専門的な知識・経験を有する臨床心理士等のカウンセリングの専門家のこと。文部科学省は、2006（平成18）年度までに全中学校へ配置する方針を出している。

・スポーツ振興基本計画（P 1）

市内のどこでもスポーツシーンのあるまちづくりを目指し、平成22年度を見通した市民の生涯スポーツ振興に関する計画。現在は計画期間を平成15～19年度までの5年間とする計画として見直された。

・スポーツリーダーバンク（P 1）

スポーツについて専門的知識を有する指導者を登録し、市民に対して適切な指

導者を紹介する仕組みや機関。本市では平成14年度に登録を開始し、平成15年度から学校や地域のスポーツサークルに指導者を派遣する。

・総合型地域スポーツクラブ（P1）

地域の人々が、日常的に活動の拠点となる施設を中心として、体力、年齢、技術などに応じて活動できるスポーツクラブの形態。複数の種目について、個々のスポーツニーズに応じ、定期的かつ継続的な活動を行うことができる点に特徴がある。

・総合的な学習の時間（P17、18）

教科の枠を越え特定の主題に沿って総合的な学習を組織する教育内容・方法を「総合学習」といい、平成14年度から実施された学習指導要領において、小・中学校の教育課程に「総合的な学習の時間」が導入された。高等学校では平成15年度から導入された。

【た】

・確かな学力の向上のために～教育長アピール～（P1）

平成14年度からの学習指導要領の実施に伴い、家庭や地域の支援を得ながら子どもたちが生きるための基礎・基本に関わる学力を身につけられるよう、学校教育における取り組みを掲げたもの。

佐倉教育ビジョン策定経過

平成14年 5月27日	第1回教育長期プラン策定会議 ・プラン策定の趣旨、フリートーキング等
5月29日	第1回教育長期プラン検討部会 ・プラン策定の趣旨、スケジュール等
6月18日	第2回教育長期プラン検討部会 ・プランの位置づけ、フリートーキング等
7月3日	第3回教育長期プラン検討部会 ・プランの性格、構成内容等の検討 ・各課におけるソフト事業
7月18日	第4回教育長期プラン検討部会 ・2010年の想定 ・理念、方針（視点）の検討
7月29日	第2回教育長期プラン策定会議 ・検討部会における検討経過 ・プランの性格、位置づけ、構成内容等
8月7日	第5回教育長期プラン検討部会 ・第2回策定会議結果報告 ・理念、方針（視点）等の検討
8月28日	第6回教育長期プラン検討部会 ・基本理念、基本方針、施策の検討
9月25日	第7回教育長期プラン検討部会 ・施策体系の検討
9月30日	第3回教育長期プラン策定会議 ・検討部会における検討経過 ・基本理念、基本方針、施策の検討
10月9日	第8回教育長期プラン検討部会 ・第3回策定会議結果報告 ・施策体系の検討
10月23日	第9回教育長期プラン検討部会 ・施策体系の検討

- ・全体としてのまとめ方の検討
- 1 1月11日 第4回教育長期プラン策定会議
- ・ビジョン素案の検討
- 1 1月13日 第10回教育長期プラン検討部会
- ・第4回策定会議結果報告
 - ・重点施策の検討
- 1 1月27日 第11回教育長期プラン検討部会
- ・基本方針、施策等の再検討
- 1 2月17日 第5回教育長期プラン策定会議
- ・基本方針、施策等の再検討
- 平成15年 1 月14日 第6回教育長期プラン策定会議
- ・ビジョン素案の作成
- 1 月14日 佐倉市校長会への説明及び意見照会
- 1 月15日 教育委員に概要説明
- 2 月15日 ビジョン素案に対する意見、提案の募集
- ・こうほう佐倉、市のホームページに掲載して、市民からの意見聴取
- 2 月18日 佐倉市校長会から意見提出
- 2 月19日 教育委員会議に協議
- 3 月3日 市民からの意見、提案の募集〳切
- 3 月6日 公民館運営審議会への説明及び意見聴取
- 3 月13日 青少年育成市民会議への説明及び意見聴取
- 3 月14日 生涯学習まちづくり推進会議への説明及び
意見聴取
- 3 月17日 第7回教育長期プラン策定会議
- ・市民、各教育団体からの意見、提案等を反映し、最終案を作成
- 3 月26日 教育委員会議に議題提出 可決

策定組織

佐倉市教育長期プラン策定会議

(目的)

佐倉市の長期における教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐倉市教育長期プラン策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

策定会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 佐倉市の長期を見据えた（仮）佐倉市教育長期プラン（案）を作成すること。
- (2) その他必要と認める事項。

(策定会議)

策定会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員が出席できない場合には、代理者を出席させるものとする。

策定会議に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

委員長には教育次長、副委員長には参事（指導課長）をもってあてる。

委員長は、策定会議の事務を総理し、会議の議長となる。

策定会議は委員長が招集する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代理する。

(任期)

委員の任期は、策定会議の設置された日から平成15年3月31日までとする。

(検討部会の設置)

策定会議は、必要に応じて、佐倉市教育長期プラン検討部会（以下「検討部会」という。）を設置し、所掌事務等について検討させることができる。

(意見の聴取)

策定会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

策定会議の事務局を教育総務課企画財務班に置く。

(設置)

策定会議は、平成14年5月16日から設置する。

(その他)

ここに定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

佐倉市教育長期プラン検討部会

(目的)

佐倉市教育長期プラン策定会議(以下「策定会議」という。)における検討資料、計画の素案等を作成するため、佐倉市教育長期プラン検討部会(以下「検討部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

検討部会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 策定会議における検討資料を作成すること。
- (2) 佐倉市の長期を見据えた(仮)佐倉市教育長期プランの素案等を作成すること。
- (3) その他策定会議が必要と認める事項。

(検討部会)

検討部会は、別表に掲げる部会員をもって構成する。

検討部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。

部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

部会長は、検討部会の事務を総理し、会議の議長となる。

副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故がある時はその職務を代理する。

検討部会は教育総務課長が招集する。

(任期)

部会員の任期は、検討部会の設置された日から平成15年3月31日までとする。

(意見の聴取)

検討部会において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

検討部会の事務局を教育総務課企画財務班に置く。

(設置)

検討部会は、平成14年5月16日から設置する。

(その他)

ここに定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表

佐倉市教育長期プラン策定会議 委員

区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名
委員長	海 野 道 義	教育次長
副委員長	小 原 利 光	参事（指導課長）
委 員	小 川 長 佑	教育総務課長
委 員	松 田 義 一	学務課長
委 員	石 井 加 壽 子	生涯学習課長
委 員	田 村 言 行	文化課長
委 員	西 田 孝 司	スポーツ振興課長

佐倉市教育長期プラン検討部会 部会員

区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名
部 会 長	長 澤 正 昭	スポーツ振興課副主幹
副部会長	豊 田 啓 治	教育総務課施設班主査
部 会 員	橋 口 庄 二	学務課学事班主査
部 会 員	片 山 正 広	学務課保健給食班主査
部 会 員	阿 部 猛	指導課指導班指導主事
部 会 員	安 西 啓 雄	指導課学校管理班指導主事
部 会 員	田 中 喜 代 志	生涯学習課企画調整班主査
部 会 員	江 波 戸 寿 人	生涯学習課生涯学習推進班主査
部 会 員	富 彌 孝 信	生涯学習課青少年教育班主査
部 会 員	丸 島 正 彦	文化課文化振興班主査
部 会 員	川 嶋 英 彦	文化課文化財管理班主査
部 会 員	永 瀬 薫	スポーツ振興課振興班主査
部 会 員	黒 浜 伸 雄	教育総務課企画財務班主査 (事務局兼任)

佐倉教育ビジョン

平成15年4月発行
発行 佐倉市教育委員会
編集 教育総務課
〒285-8501
佐倉市海隣寺町97番地
電話：043-484-1111（代表）
043-484-6183（直通）
E-mail：kyoikusomu@city.sakura.chiba.jp